

令和6年度

三条市デジタル化推進事業
業務受託者 募集要項

【問合せ先】三条市経済部商工課
〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1
電話 :0256-34-5610
FAX :0256-36-5111
メール:shokoka@city.sanjo.niigata.jp

三条市では、令和6年度予算で実施する「三条市デジタル化推進事業」(以下「本事業」という。)の業務受託者を公募型プロポーザル方式により選定を行うため、次のとおり受託候補者を募集する。

1 事業目的

本事業は、市内中小企業者※における社内のワークエンゲージメント向上及び事業収益性の向上を目的として、業務の効率化に向けた課題点等を抽出し、それらを解決するためのデジタルツール等の導入提案を行い、その実証を行うものである。

具体的には、休日の増加や時間外勤務の縮減につながる事務の効率化のためのツールや賃上げに寄与する適切な原価計算のためのシステムの導入など、デジタル化によって経営の効率化や生産性の向上を実現し、従業員の満足度や幸福感の向上などを図ることによって更なる企業価値の向上を目指す。

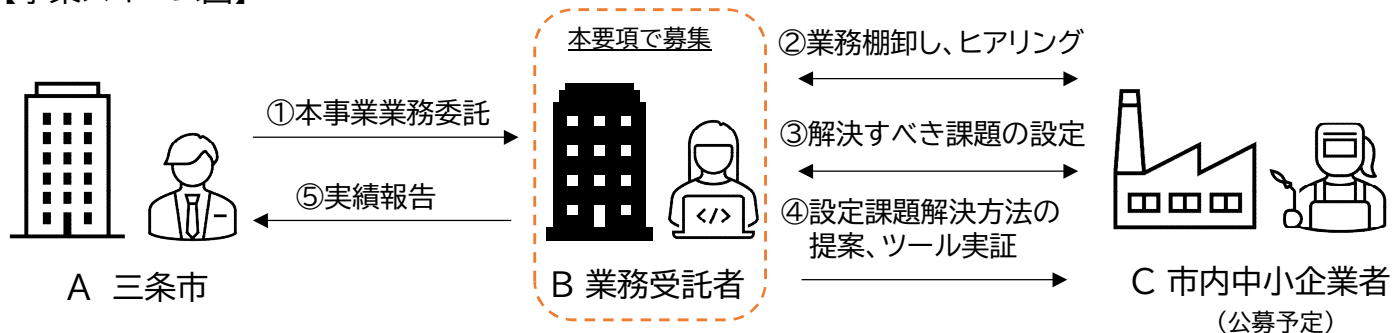
※市内中小企業者：中小企業基本法に規定する中小企業者をいう。

2 事業内容、スキーム図

【事業内容】

- ① 三条市(A)と業務受託者(B)の間で本事業に関する業務委託契約を締結する。
- ② 業務受託者(B)は公募により決定した市内中小企業者(C)に対して業務内容に関するヒアリングや実地訪問等を行い、業務の問題点や改善の余地などについて掘り下げる(支援を行う企業は、当市の基幹産業である金属加工を中心とするものづくりに関わる業種(製造業、卸売業等)を想定)。
- ③ 市内中小企業者(C)が解決に向けて取り組むべき課題を設定する。市内中小企業者(C)は公募の際に自社の課題設定を行っているが、業務受託者(B)は②の内容を踏まえて改めて適切な課題設定を行う。
- ④ ③で設定した課題点の解決に資するデジタルツールを提案し、当該ツール導入に関する市内中小企業者(C)のサポートを行う。(デジタルツールの導入実証)
- ⑤ 業務受託者(B)が三条市(A)に対して、④の導入実証結果についての実績報告を行う。

【事業スキーム図】



3 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

5 委託金額の上限

- ・委託料の上限額は13,200千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、委託業務の内容の実施に係る全ての費用とする(試験導入期間中のデジタルツール利用料を含む)。
- ・市内中小企業者(C)1社当たり2,200千円(税込)を上限とし、市内中小企業者(C)の上限数を6社とする。

6 応募資格

次の①～⑪までの全ての条件を満たすものとする。

- ① 日本国内に従業員が常駐する本支店・本支社等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- ③ 中央省庁及び地方公共団体等との間でDX支援や業務デジタル化支援に関する連携実績を有していること。
- ④ 民間企業等に対するDXや業務デジタル化に関する支援実績を有していること。
- ⑤ IT、Web分野におけるプロジェクトリーダーに必要な資格等を保有する人員を内部に有していること。
- 【例】プロジェクトマネージャ試験、PMOスペシャリスト認定資格、応用情報技術者試験、高度情報処理技術者試験、PHP5技術者認定上級試験 など
- ⑥ 経営に関する資格等を保有する人員を内部に有していること。
- 【例】中小企業診断士、MBA(経営学修士) など
- ⑦ 自組織内の業務管理システムにおいて、SaaSを始めとした複数種類のデジタルツールの使用実績があること。
- ⑧ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。
- ⑨ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- ⑩ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者(更正手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- ⑪ 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者であること。

7 応募手続

(1) スケジュール

項目	日程
募集開始	令和6年4月30日(火)
募集締切	令和6年5月15日(水)
結果通知	令和6年5月下旬予定
業務委託締結	令和6年6月上旬予定
業務開始	令和6年6月中旬予定

(2) 提出書類

ア 申請書(様式1)

イ 会社概要表(様式2)

ウ 企画提案書(任意様式)

以下の内容を有する企画提案書を作成すること。ただし、企業名等の入札参加者が特定できる記載はしないこと。

① 事業実施方法

具体的実施方法及び本事業の成果を高めるための具体的な方法を記載すること。

② 実施スケジュール

③ 事業実績

「6 応募資格③④⑦」を満たしていることが分かるように記載すること。

④ 実施体制

「6 応募資格⑤⑥」を満たしていることが分かるように記載すること。

エ 入札書(様式3)

入札額は令和6年度の本事業の実施に伴い想定される費用の総額(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)とする。

オ 見積書(任意様式)

本業務に係る経費の見積り及び内訳を可能な限り詳細に記載すること。金額は消費税込の額とし、備考欄にカッコ書きで「(うち消費税〇〇円)」と記載すること。なお、代表者印の押印は省略可とする。

カ 委任状(任意様式)

代理人が提出する場合は委任状を提出すること。

- ※ 応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。
- ※ 応募書類は返却しない。
- ※ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。
- ※ 提案書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、不採択となる場合がある。
- ※ 企画提案書作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 提出方法

ア 提出先

〒955-8686 新潟県三条市旭町2-3-1 三条市経済部商工課商工係
E-mail:shokoka@city.sanjo.niigata.jp

イ 提出方法

電子メール又は郵送とする。ただし、代表者印等の押印が必要な書類(入札書及び委任状)は郵送すること。

(4) 企画提案書等の記載事項等に関する質問

企画提案書等の記載事項等について不明な点がある場合は、次のとおり商工課に対して質問を行うこと。なお、質問及び回答については、全ての入札参加者に対し電子メールにより通知する。

ア 提出期限 令和6年5月10日(金)必着

イ 提出方法 電子メール又は郵送

ウ 様式 任意様式

8 審査について

(1) 審査方法

三条市デジタル化推進事業業務受託者選定基準に基づき、落札者を1者選定する。

(2) 選定基準

下記項目について評定者が評価を行い、評価点の合計で最高得点の者を落札者として決定する。

① 実施目的との合致性(30点)

- ・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案になっているか。
- ・事業目的に沿った十分な成果が見込めるか。

② 実施計画(20点)

- ・事業の実施方法、実施スケジュール、見積金額等は妥当であり、効率的か。
- ・事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

③ 運営体制(20点)

- ・IT、Web分野におけるプロジェクトリーダーに必要な比較等を保有する人員を有しているか。
- ・経営に関する資格等を保有する人員を有しているか。
- ・本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。また、役割分担は明確か。
- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。)を行っていないか。

④ 業務実績(20点)

- ・DX支援や業務デジタル支援に関する行政との連携実績があるか。
- ・組織内の業務管理システムにおいて、SaaSを始めとした複数種類のデジタルツールの使用実績があるか。

⑤ 入札価格(10点)

(3) 通知

審査結果は、全ての入札参加者に電子メールで通知するとともに、落札結果を三条市ホームページで公表する。

9 契約について

落札者決定後から委託契約締結までの間に応募資格を満たさないことが判明した場合は、委託契約を締結しない。